

藤岡市週休2日制現場実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、受注者の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」の実施にあたり必要な事項を定める。

(実施対象工事)

第2条 対象とする工事は、設計図書に明記することにより発注者が指定する。

(週休2日制の考え方)

第3条 週休2日とは、対象期間中原則として土曜日及び日曜日を閉所の日として定め4週8休以上の現場閉所を行った状態をいう。この場合において、対象期間とは、「工事着手日から完成期日までの期間」から「工場製作のみを実施している期間、工事全体の一時中止期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間及び発注者があらかじめ対象外とする期間」の内、工期内に該当する期間を除いたものをいう。

2 現場閉所とは、労働者の休日又は休暇にかかわらず、現場事務所での書類作成等事務作業を含め1日を通じて当該現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、技術者等による巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

3 工事着手日は、現場事務所建設、工事測量又は仮設工施工の内、最も早い日とする。

4 取組状況は現場閉所率で確認するものとし、現場閉所率は対象期間中の閉所の日を対象期間の日で除し算出する。

5 現場閉所率が全ての月において28.5%を超えた場合、取組を達成したものとする。

(実施対象工事の発注方式)

第4条 発注者は、実施対象工事の発注にあたっては、適用する方式を次の各号のいずれかより選択し設計図書に明記する。

(1) 発注者指定型・・・発注時から発注者が指定する工事

(2) 受注者希望型・・・契約締結後受注者の希望により協議し適用する工事

2 発注者指定型においては、工事の予定価格は週休2日を達成するものとみなして間接工事費等を補正した金額とする。

(実施方法)

第5条 週休2日制適用現場において、監督員は、受注者に工事着手までに4週8休を見込んだ工程表を提出させ、内容について精査する。

- 2 降雨及び降雪等の悪天候による現場閉所は休日として扱うものとする。
- 3 技術者等に災害復旧等緊急対応があった場合、当該現場が閉所されていれば現場閉所実施として扱うものとする。
- 4 対象期間中「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、発注者及び受注者で協議し、休日を振り替えるものとする。ただし、振替休日の変更は認めない。
- 5 発注者は、週休2日制現場の取組状況を次の各号に示す書類により確認し、達成の可否を判断する。
 - (1) 月間工程表（計画・実施）
 - (2) その他発注者が必要と認めたもの
（間接工事費率等の補正）

第6条 週休2日制現場の達成状況に応じ、適用する積算基準に基づいた補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費に乘じ、受注者と金額変更に係る協議を行うものとする。ただし、労務費の割合が明らかとなっていない単価については補正の対象としない。

附 則

1. この要領は令和6年4月1日から適用する。
2. この要領は令和7年2月1日から適用する。